

(③完成時の提出書類)

番号	書類名	提出部数	様式	内 容	提出先	提出期限
1	工事完成通知	2	3-1	工事請負契約書第32条による。	監督担当	工事完成日
2	部分払(第 回中間)検査願	2	3-2	工事請負契約書第39条による。	〃	希望日の14日前
3	請負代金請求内訳書	2	3-3 3-4	工事請負契約書第33条による。	〃	〃
4	請求書	1	3-5-1 3-5-2	土木工事請負共通仕様書 共-1-1-5-8による。	〃	工事目的物引き渡し書を監督職員へ提出し受理されるとき
5	完成出来高図面	4		出来高部分の図面(工事出来高図)と出来高数量計算書を添付する。	〃	工事完成日
6	中間金出来高図面	4		〃	〃	中間出来高基準日
7	(工事実績情報サービス(コリンズ))登録のための確認のお願い	1	指定	土木工事請負共通仕様書 共-1-1-1-7による。完成時に登録機関指定様式のダウンロードしたものを提出し、監督職員の確認を受ける。	〃	工事完成後10日以内
8	(工事実績情報サービス(コリンズ))登録内容確認書	1	指定	登録後、登録機関指定様式のダウンロードしたものを提出する。	〃	印刷後速やかに
9	共済証紙購入・貼付枚数最終報告書	2	3-6-1	土木工事請負共通仕様書 共-1-1-1-31による。	〃	工事完成日
	建設業退職金共済制度加入調査票	1	3-6-2	〃	〃	〃
	工事完成の共済証紙購入・貼付枚数調査票	1	3-6-3	〃	〃	〃
10	再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書	2	様式有	添付書類 21を参照とする。	〃	再資源化等の完了後速やかに

(③完成時の提出書類)

番号	書類名	提出部数	様式	内容	提出先	提出期限
11	再資源化等報告書	2	3-7-1	建設リサイクル法(平成14年5月30日施行)に基づき報告する。(請負代金額500万円以上に係る工事)	監督担当	再資源化等の完了後速やかに
			3-7-2	建設リサイクル法(平成14年5月30日施行)に基づき報告する。(請負代金額100万円以上500万円未満に係る工事)		
12	材料納入集計表	1	3-8	土木工事請負共通仕様書 共-1-2-1-2による。	〃	工事完成日
13	支給品清算書	1	3-9	土木工事請負共通仕様書 共-1-1-1-14による。	〃	〃 (完成前であっても工事工程上支給品の清算が行えるものについては、その時点)
14	現場発生品調書	1	3-10	土木工事請負共通仕様書 共-1-1-1-15による。発生品調書及び処分先の相手方の受領書または返納証明書並びに計量伝票を提出する。	〃	工事完成日
15	工事記録写真	1	指定	大阪市土木工事請負共通仕様書(道路・河川工事)添付資料(土木工事施工管理基準)または土木工事請負共通仕様書(工事編) 添付資料26、27参照。	〃	〃
16	道路標識台帳 (道路・河川工事用)	3	3-11	道路標識の設置または移設を行った時作成。	〃	〃
17	水道鉄蓋修正工事の確認書 (道路・河川工事用)	4	3-12	道路工事等で水道施設の鉄蓋を修正(据え直し)した場合、その工事の完了の確認を水道局工事事務所で受けるものとする。	〃	〃
18	酸素及び硫化水素濃度測定記録(写し)	1	様式有		〃	完了後速やかに
19	検査指示事項処置確認書	1	3-13	土木工事請負共通仕様書 共-1-1-5-2による。	〃	〃

(③完成時の提出書類)

番号	書類名	提出部数	様式	内容	提出先	提出期限
20	引渡し書	2	3-14	土木工事請負共通仕様書 共-1-1-5-3による。	監督担当	引渡しの必要が生じた時点で速やかに
21	建設発生土等処理関係書類一式	-	-	添付書類「15南港中継基地を経由する陸上土砂の取扱要領」による。	-	-
	陸上輸送により夢洲基地へ搬入する場合 土砂搬入完了等報告及び土砂搬入(許可証・カード・車両登録依頼書)返納書	1	14	受領済の許可証・カード・車両登録依頼書を土砂搬入カード管理報告書一式添付のうえ返納する場合。	監督担当	搬入完了後速やかに

工 事 完 成 通 知 書

平成 年 月 日

クリアウォーターOSAKA株式会社
代表取締役社長 様

受 注 者
所 在 地
商号または名称
代表者名

⑩

次のとおり工事が完成しましたので通知します。

記

契 約 番 号	第 号
契 約 年 月 日	平 成 年 月 日
工 事 名 称	
工 事 場 所	
工 事 完 成 日	平 成 年 月 日
工 事 期 限	平 成 年 月 日
監督担当	
課 長	係 長 係 員
設計担当	
課 長	係 長 係 員

部分払（第 回中間）検査願

平成 年 月 日

クリアウォーターOSAKA株式会社
代表取締役社長 様受注者
所在地
商号または名称
代表者名

⑩

次のとおり工事検査をお願い致します。

記

契 約 番 号	第	号
契 約 年 月 日	平 成	年 月 日
工 事 名 称		
工 事 場 所		
工 事 期 限	平 成	年 月 日
出来高基準年月日	平 成	年 月 日
監督担当		
課 長	係 長	係 員
設計担当		
課 長	係 長	係 員

請 負 代 金 請 求 内 訳 書

工 事 名 称

受 注 者

所 在 地

商号または
名 称

代表者名

印

出来高金額

金

円

うち、消費税及び
地方消費税の額

金

円

請負代金請求内訳書

工事区分・工種・種別・細別・規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考

平成 年 月 日

クリアウォーター-OSAKA 株式会社 様

受注者 所 在 地

商号または名称

氏 名

印

請 求 書

下 記 の と お り 請 求 し ま す 。

記

請 求 金 額	金	円
<hr/>		
	(内消費税等相当額	円)

ただし

なお、上記金額は次の銀行へお振込みください。
(振込手数料は当方で負担します。)

〈 銀行名・支店名 〉	銀行	支店
<hr/>		

〈 預金種目 〉	当座	普通	その他()
<hr/>			

〈 口座番号 〉

〈 口座名義 〉

〈 フリガナ 〉

平成 年 月 日

クリアウォーターOSAKA 株式会社 様

受注者 所在地

商号または名称

氏 名

ⓑ

請 求 書

下 記 の と お り 請 求 し ま す 。

記

請求金額

金

円

ただし

(内 訳)

契約金額

円

(内消費税等相当額

円)

出来高金額

円

(内消費税等相当額

円)

既受領額

円

(内消費税等相当額

円)

今回請求額

円

(内消費税等相当額

円)

残 額

円

(内消費税等相当額

円)

なお、上記金額は次の銀行へお振込みください。

(振込手数料は当方で負担します。)

〈 銀行名・支店名 〉

銀行

支店

〈 預金種目 〉

当座

普通

その他()

〈 口座番号 〉

〈 口座名義 〉

〈 フリガナ 〉

共済証紙購入・貼付枚数最終報告書

(平成 年 月 日提出)

工 事 名 称			
受 注 者			
契 約 日	平成	年	月 日
工 事 期 限	平成	年	月 日
契 約 番 号	第 号		
請 負 金 額 (税 込)	締結時		
	最 終		
証 紙 購 入 枚 数 (最 終)	1日券		枚
	10日券	枚 →	1日券換算
			計
証 紙 貼 付 枚 数	1日券		枚
	10日券	枚 →	1日券換算
			計
購入枚数と貼付枚数 に差が生じた理由	<input type="checkbox"/> ①建退共制度対象労働者の延べ就労予定日により購入 したが、実際の対象労働者の延べ就労日数と差が生じ たため <input type="checkbox"/> ②勤労者退職金共済機構が示す証紙購入の考え方を参考 に購入したが、労働者の制度加入率が当初把握した率 より低かったため <input type="checkbox"/> ③その他 {		

※工事完了時に提出してください。

建設業退職金共済制度加入調査表

工事名称	受注者					下請について					備考
	社名	建設業退職金共済制度加入	建設業退職金共済制度未加入	請負金額	工期	契約社数	建設業退職金共済制度加入社数	建設業退職金共済制度未加入社数	建設業退職金共済制度加入のうち他の退職制度に加入社数	他に加入している退職金制度の名称	

※受注者の建退共加入、未加入欄は該当するところに○印を、下請の建退共加入、未加入は数字記入してください。

※下請について「他に加入している退職金制度の名称」欄には自社退職金制度または中小企業退職金共済等を未加入社全社分記入してください。

工事名称	受注者	最終請負金額	工期	証紙購入枚数	証紙貼付枚数	備考

※共済証紙を購入していない場合は、その理由または加入退職金制度名称を備考欄に記入してください。

再資源化等報告書

平成 年 月 日

クリアウォーターOSAKA 株式会社
代表取締役社長 様

氏名：(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所：

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、次のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日

4. 再資源化等を行った施設の名称及び所在地
(書ききれない場合は、別紙に記載)

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円 (税込み)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

6. 添付資料 (該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

□再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)

□再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

別 紙

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名 称	所 在 地

再資源化等報告書

平成 年 月 日

クリアウォーターOSAKA 株式会社
代表取締役社長 様

氏名：(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所：

次のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日

4. 再資源化等を行った施設の名称及び所在地
(書ききれない場合は、別紙に記載)

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円 (税込み)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

6. 添付資料 (該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

□再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)

□再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

別 紙

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

監督職員	
係長	担当者

現場 代理人	監理 技術者	主任 技術者

品名

材料納入集計表

工 事 名 称				
受 注 者				
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
工 種				
納 入 年 月 日	品 質 ・ 形 状	単 位	納 入 量	備 考
計				

支給品精算書

監督職員	
係長	担当者

現場 代理人	監理 技術者	主任 技術者

工 事 名 称				
受 注 者				
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
工 種				
納 入 年 月 日	品 質 ・ 形 状	単 位	納 入 量	備 考
計				

現場発生品調書

監督職員	
係長	担当者

現場 代理人	監理 技術者	主任 技術者

工事名称				
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
受注者				
返納年月日	品名・品質・規格	単位	数量	備考
計				

平成 年 月 日

道路標識台帳		建植番号		管理工営所		工営所		標識種別					
道路種別		指定路線番号		路線名									
設置場所				交差点名									
新設概要		年月		事業種別		設計主管課		施工業者					
道路状況		車道幅員		m		歩道幅員		m		板下クリアランス		m	
設置状況		型式		基礎				形状					
標識形状		支柱		テーパー		アーム		本数		本			
及び内容		案内板		枚		形式		材質		反射材			
添架等		管理者		内容		建柱番号							
協議回答		年		月		協議番号							
工 事 履 歴										附近見取図			
工事部所		日付		事業種別		設計主管課		施工業者					
		年月											
		年月											
		年月											
表 面 現 状				裏 面 現 状				設 置 場 所 詳 細 図					
								縮尺= /					

平成 年 月 日

様

大阪市水道局

水道鉄蓋修正工事の確認書

標記工事が完了したことを次のとおり確認しました。

記

- 1. 工事名称 工事施行に伴う鉄蓋嵩上げ低下工事
- 2. 工事場所 ~
- 3. 数量

上段：夜間 下段：昼間

種 別	数 量			舗装取り壊しを要した箇所数		摘 要
	嵩上げ(A)	低下(B)	計	(A)	(B)	
消火栓鉄蓋						
制水弁鉄蓋						
空気弁鉄蓋						
合 計						

なお道路工事区間内のその他鉄蓋については異常ありません。

監督職員	補助監督職員	監督補助者 (監督担当職員)

検査指示事項処置確認書

〔 ・完成 ・中間
・その他 () 〕

平成 年 月 日

クリアウォーターOSAKA 株式会社
代表取締役社長 様

受注者 所在地
商号または
名称
代表者名



工事名称

検査指示事項について次の内容で処置いたしましたので確認願います。

検査指示事項目	処 置 内 容	処置日 月 日	現場代理人	監督職員確認	
				月 日	担当者
			印		印

注 1 検査指示事項の処置内容については、どのように処置したのか具体的に記入すること。
 注 2 現場手直し等の処置内容については、カラー写真（前・後）を貼付すること。

引 渡 し 書

平成 年 月 日

クリアウォーターOSAKA株式会社
代表取締役社長 様

受注者
所在地
商号または名称
代表者名



次のとおり工事完成検査合格しましたので引渡します。

記

契 約 番 号	第 号
契 約 年 月 日	平 成 年 月 日
工 事 名 称	
工 事 場 所	
完 成 検 査 日	平 成 年 月 日
監督担当 課 長 係 長 係 員	
設計担当 課 長 係 長 係 員	

(監督職員からの通知書類)

番号	書類名	提出部数	様式	内容	通知先	通知期限
1	監督職員について(通知)	1	1-1	工事請負契約書第10条による。	受注者	
2	監督職員の変更について(通知)	1	1-2	工事請負契約書第10条による。	〃	監督職員を変更したとき
3	設計変更実施指示書	1	2	土木工事請負共通仕様書共-1-1-1-12による。	〃	

平成 第 年 △△△△ 月 △△△△ 日

様

クリアウォーターOSAKA株式会社
土木施設管理課長

監督職員について(通知)

標題について、工事請負契約書第10条第1項及び第3項に基づき、次のとおり監督職員を定めましたので通知します。

記

- 1 工 事 名 称 _____
- 2 工 事 場 所 _____
- 3 監 督 職 員 _____

監督職員	
補助監督職員	
監督補助者 (監督担当職員)	

監督職員とは、監督職員、補助監督職員及び監督補助者(監督担当職員)を総称していう。請負者には主として補助監督職員及び監督補助者(監督担当職員)が対応する。また、権限については、工事請負契約書第10条第2項に規定した事項を有する。なお、監督職員と同様に、当会社職員が工事現場の巡視及び夜間・休日の工事現場監督等をする場合も同等の権限を有する。

平成 第 年 月 号 日

様

クリアウォーターOSAKA株式会社
土木施設管理課長

監督職員の変更について(通知)

標題について、監督職員に変更があったので、工事請負契約書第10条第1項及び第3項に基づき、次のとおり通知します。

記

1 工 事 名	_____
2 工 事 場 所	_____
3 変 更 日	平成 年 月 日
4 監督職員	

(1) 監督職員

(元)

(新)

(2) 補助監督職員

(元)

(新)

(3) 監督補助者(監督担当職員)

(元)

(新)

平成 年 月 日 (第 号)

様

クリアウォーターOSAKA株式会社

土木施設管理課長

設計変更実施指示書

本工事について、次のとおり設計変更をします。

契約番号	第 号	工事名称		
完成期限	平成 年 月 日	受注者		
設計変更理由ならびに内容			添付図書番号	

2 工事請負契約書

[クリアウォーターOSAKA株式会社 ホームページ](#)

[入札・契約関係](#) > [入札・契約情報](#) > [契約書・共通仕様書・契約申込書](#) >

[契約書](#) > [1.工事請負契約書参照](#)

3 土木工事請負等検査要領

土木工事請負等検査要領

クリアウォーターOSAKA 株式会社が締結した土木工事請負等契約の検査事務は、工事請負契約書及び契約規程に基づくほか、本要領によるものとする。

(目的)

第1条 本要領は、請負契約に係る検査事務の取り扱いの規準を定め、もって検査事務の円滑な遂行に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要領は、クリアウォーターOSAKA 株式会社が施行する土木に係る工事等の請負契約の検査に適用する。

(用語の定義)

第3条 本要領で用いる用語は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 工事等

工事・業務委託等を総称していう。

(2) 検査職員

代表取締役社長が指定した検査を担当する課長、またはこれに準ずる者。

(3) 検査補助者

検査職員を補助する者。

(4) 検査職員等

検査職員、検査補助者を総称していう。

(5) 監督職員

代表取締役社長が指定した監督を担当する課長、またはこれに準ずる者。

(6) 監督職員を直接補助する係長等

監督を補助する係長、またはこれに準ずる者。

(7) 監督補助者（監督担当職員）

監督職員が指定した監督を担当する係員。

(8) 監督職員等

監督職員、監督職員を直接補助する係長等、監督補助者（監督担当係員）を総称していう。

(9) 設計担当

検査の対象となる工事等の設計を担当する所管をいう。

(10) 修補（検査不合格）

設計図書に適合しない構造および機能において、不十分な箇所を直すこと。

(11) 手直し（検査合格）

設計図書に適合した構造および機能を有し、安易に修正等が可能なもの。

(検査の区分)

第4条 工事等の請負契約に係る検査は、次の各号に掲げる検査をいう

(1) 完成検査

工事等の完成を確認するための検査。

完成検査は、部分引渡し検査の範囲を除き、中間検査等において検査した部分を含むすべての範囲について行う。なお、数量変更および工種変更等により再度検査を行う場合についても完成検査とする。

(2) 中間（既済部分）検査

工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分並びに工事材料（工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品をいう。）を確認するための検査である。

(3) 現場確認検査

完成検査又は部分完成検査において確認が困難となる場合に、先だってその部分を確認するための検査。主に出来形、品質、外観を確認する。

(4) 中間出来高検査

施工途中に数回実施する検査であり、設計図書において出来高の確認を受けることを指定した部分または既済部分の出来形、品質、数量、管理状況等をはじめ工事の進捗率を確認するための検査である。

(5) 契約解除に伴う検査

工事等の契約が解除された場合に、工事の既済部分について、完成を確認するための検査である。

(6) 再検査

当初検査において、修補の指示を行い、修補が完了した場合の検査である。

(検査の時期)

第5条 完成検査又は部分完成検査は、受注者から工事目的物の全部又は一部の完成通知を受けた日より起算して、工事請負契約にあつては14日以内、その他の請負契約にあつては10日以内に実施しなければならない。

2 中間検査は、受注者から工事の既済部分に係る出来形又は工事材料の確認について、工事請負契約にあつては検査願を受けた日より起算して14日以内、その他の請負契約にあつては10日以内に実施しなければならない。

3 現場確認検査及び工場製品検査等の検査は、受注者から当該部分に係る検査願があれば、速やかに実施しなければならない。

4 契約が解除された場合は、即日に契約解除に伴う検査を実施しなければならない。

(検査の依頼及び回答)

第6条 監督職員等は、第4条に規定する検査（契約解除に伴う検査を除く。）の実施日について、検査依頼書により検査所管へ検査依頼をするものとする。

2 前項の規定により依頼された検査所管は、監督職員に検査日等を回答のうえ当該工事等の検査を実施しなければならない。

(検査の実施)

第7条 検査職員は、監督職員から工事等に係る検査を依頼された場合、又は自ら検査が必要と認めた場合は、当該工事等の検査を実施しなければならない。

(検査の立会い)

第8条 検査には、原則として監督職員等が立ち会うものとする。また、必要に応じて設計担当が立会うことができる。

(検査の方法)

第9条 検査は、受注者（現場代理人、主任技術者等）立会いのもとで行う。

2 検査は、工事請負契約書並びに設計図書の規定に基づき、目的物の出来高及び工事等の実施状況について合否を判定するものとする。

なお、必要があると認められる場合は、必要最小限度目的物を破壊して検査を行うことができる。

3 検査職員等からの質疑等については、原則として現場代理人、主任技術者等が回答するものとする。また、必要があると認められるときは、受注者並びに監督職員等に関係書類の提出若しくは提示又は事実の説明を求めることができる。

4 検査職員等は、検査の終了にあたり、当該検査の結果を受注者に対し講評するものとする。

5 検査職員等は、契約の履行状況等が契約図書に相違すると判断される場合は、受注者に当該の事実確認を行ったうえで、検査を不合格とする。

6 検査職員等は、工事等が検査に不合格の場合は、受注者に当該部分の修補を指示するとともに、その旨を通知するものとする。

(検査の中止)

第10条 検査職員等は、検査の実施にあたり、次に該当する事実がある場合は、検査を中止することができる。

(1) 受注者（現場代理人等）が、検査の執行を妨害したとき。

(2) 現場代理人等が不在の場合。ただし、工事請負契約書に記名の受注者の代表者が代理として検査に出席する場合は、この限りではない。

(3) 検査職員等が設計図書に不適合であると判断したとき。

(4) 請負代金額の変更等が完了していないとき。

2 検査職員等は、検査を中止する場合は、受注者並びに監督職員等に対し、検査を中止する事由並びに再検査の実施について通知するものとする。

(検査の記録)

第11条 検査職員等は、検査の実施状況及び講評の内容等について、「検査指示書」に記録し、受注者並びに監督職員等に交付するものとする。又、受注者は検査指示書の内容のほか、口頭指示も含め「検査指示事項処置確認書」に記載し、監督職員等の確認を受けるものとする。

2 検査の出席者については、「出席者名簿」を作成するものとする。

(修補の指示及び確認)

第12条 検査職員等は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うものとする。

2 監督職員は、受注者より修補の完了報告があればこれを確認し、当該の事実を検査職員に通知するものとする。なお、通知を受けた検査職員は早急に再検査を行う。

付 則 この要領は、平成29年7月1日から施行する。

4 土木工事請負中間出来高検査細則

土木工事請負中間出来高検査細則

この細則は、施工管理状況及び出来高の確認のため、当会社の「土木工事請負等検査要領（以下「検査要領」という。）」第4条第1項第4号に規定する中間出来高検査について、その細則を定めて適切な実施を図るものである。

（目的）

第1条 この細則は、当会社の工事の施工途中で行う中間出来高検査に関し必要な事項を定め、もって工事の適正かつ円滑な進捗を確保するとともに工事に関する品質及び技術水準の向上に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この細則に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「契約書」とは、クリアウォーターOSAKA（株）（発注者）と受注者が締結する工事請負契約書をいう。
- (2) 「現場確認検査」とは、検査要領第4条第1項第3号に規定する検査をいう。

（中間出来高検査を行う者）

第3条 中間出来高検査は、原則として当会社の契約規程で定める検査を担当する社員（以下「検査職員」という。）が行う。

（中間出来高検査の実施）

第4条 中間出来高検査は、技術的な観点から工事の出来形、出来ばえ及び管理状況（施工体制、施工手順、工程管理、出来形管理、品質管理、安全管理、関係法規等をいう。）の確認を行う。ただし、施工について改善を要すると認めた事項や現場における指示事項（以下「検査指示」という。）を書面により受注者に通知する。

2 中間出来高検査は、契約書第39条、第40条に基づく検査（以下「中間・部分完成検査」という。）の規定に関わらず、検査要領第7条第1項に基づき、検査職員が必要と認める次の各号に掲げる場合に実施することができる。

- (1) 設計図書に出来高基準日等が定められ工事の出来高について受注者が検査職員等の確認を受けることが付されている場合。
- (2) その他検査職員が必要と認める場合

3 既済の中間・部分完成検査、または現場確認検査がある場合は、前項第1号、または第2号の中間出来高検査を実施したものと見なすことができる。ただし、設計図書に出来形の検査を受けることを指定した部分（以下「出来形指定部分」という。）がある場合は、これらの既済の検査の範囲に含まれていなければならない。

4 中間出来高検査の実施回数は、施工箇所数、既済の中間出来高検査、中間・部分完成検査及び現場確認検査における検査指示、または当該工事の重要度を考慮し、検査職員が調整する。

(中間出来高検査の時期)

第5条 中間出来高検査の実施時期は、年度末、若しくは施工上の重要な変化点で行う。ただし、出来形指定部分がある場合、または第4条第2項第2号の場合は、この限りではない。

- 2 中間出来高検査の時期選定は、検査職員が、監督職員と調整して行う。ただし、監督職員は、時期選定に必要な情報（予め受注者から徴収した意見、工事の工程計画及び進捗等をいう。）を検査職員と共有する。また、第4条第2項第1号に該当する工事の受注者は、施工計画書の提出時において、中間出来高検査の適切な時期についての意見を書面により監督職員に提出しなければならない。
- 3 検査職員は、中間出来高検査を実施する旨、出来高基準日、検査期限について、監督職員を通じて事前に受注者に通知を行う。
- 4 受注者は、前項に規定する通知を受けた場合、または出来形指定部分を完成させた場合は、出来高基準日等14日以前に別に定める中間出来高検査願を監督職員に提出し、その検査の実施に応じなければならない。
- 5 検査職員は、中間出来高検査願の通知を受けた日から14日以内に中間出来高検査を行う。

(中間出来高検査の方法)

第6条 中間出来高検査は、次の各号に掲げる検査要領の規定に準拠する。

- (1) 第6条 検査の依頼及び回答
- (2) 第8条 検査の立会い
- (3) 第9条 検査の方法
- (4) 第10条 検査の中止（ただし、第1項第4号を除く。）
- (5) 第11条 検査の記録
- (6) 第12条 修補の指示及び確認

2 中間出来高検査の範囲は、原則として中間出来高検査願に係る出来形を対象に現場及び関係書類について確認を行う。ただし、既済の中間出来高検査及び中間・部分完成検査、現場確認検査の範囲については、検査職員に確認のうえ対象外とすることができる。また、受注者は、出来形及び出来ばえは、事前に監督職員の確認を受け、必要となる処置を完了していなければならない。

3 受注者は、中間出来高検査において、次の各号に掲げる該当書類を整備し、提示しなければならない。

- (1) 施工体制台帳、下請負契約書写し(注文書・請書)及び施工体系図
- (2) 施工計画書（施工図を含む。）
- (3) 使用材料承諾願、若しくは使用材料品質証明書類
- (4) 設計変更実施に関する書類

- (5) 中間検査出来形図または完工図、若しくはこれに代わる所要管理図等
- (6) 工事打合せ書、若しくは打合せ記録書
- (7) 出来形管理書類及び品質管理書類
- (8) 段階確認書類
- (9) 発生土計量伝票（指定）及び産業廃棄物管理票（紙マニフェストの写し、または電子マニフェスト一覧表）
- (10) 工事写真帳
- (11) 工事月報、若しくは工事日報
- (12) 工事出来高報告に関する書類
- (13) 安全教育及び安全対策（点検等を含む。）に係る記録・報告
- (14) その他設計図書に定める既済報告書類及び検査職員が指示する工事管理状況確認書類

4 受注者は、現場代理人、主任技術者（または監理技術者）及び専門技術者を中間出来高検査に臨場させなければならない。

（検査指示の処置及び付帯）

第7条 受注者は、検査指示の通知を受けた場合は、速やかに当該処置を行い、別に定める検査指示事項処置確認書を監督職員に提出し、当該処置の完了の確認を受けなければならない。ただし、修補の完了の確認は、検査職員の指示に従うものとする。

2 中間出来高検査の実施範囲は、完成検査を補完することができる。ただし、その範囲に修補等、特別な検査指示がある場合を除く。

（その他）

第8条 この細則に定める事項のほか、中間出来高検査の実施に必要な事項は、検査職員が定める。

付則 この細則は、平成29年7月1日から施行する。